



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1279	インターネット基盤システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	1
1280	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	4
1281	〃	( 〃 ).....	4
1282	〃	( 〃 ).....	4
1283	〃	( 〃 ).....	5
1284	〃	( 〃 ).....	5
1285	〃	( 〃 ).....	6
1286	〃	( 〃 ).....	6
1287	〃	( 〃 ).....	6
1288	〃	( 〃 ).....	7
1289	〃	( 〃 ).....	7
1290	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	7
1291	〃	( 〃 ).....	8
1292	〃	( 〃 ).....	8
1293	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	9
1294	大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	9
1295	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	10
1296	保安林の指定施業要件の変更	( 〃 ).....	10
1297	〃	( 〃 ).....	10
1298	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	11
1299	道路の位置の指定	(都市政策課).....	11

### ○ 公告

入札公告	(情報政策課).....	11
------	--------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1279号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、インターネット基盤システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

インターネット基盤システム構築及び賃貸借

## (2) 契約期間

契約締結日から平成35年3月31日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に、インターネット基盤システム構築及び賃貸借と種類及び規模を同じくする契約（民間企業等を契約の相手方とするものを含む。）を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) プロジェクトマネージャ

(ウ) ネットワークスペシャリスト

(エ) データベーススペシャリスト

(オ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

(カ) ITサービスマネージャ

(キ) システム運用管理エンジニア

(ク) 情報セキュリティスペシャリスト

(ケ) 情報処理安全確保支援士

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

- キ 個人にあつては、住民票
- ク 印鑑証明書
- ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- シ 誓約書
- ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- セ 2の（2）に係る履行証明書
- ソ 2の（3）に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し
- タ 2の（4）に掲げる認証を取得していることを証明する書類の写し
- チ 2の（5）に掲げる資格審査調書
- ツ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」又は「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1) のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、シからセまで及びチに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年10月13日（金）から同月26日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年10月25日（水）午前9時から同月27日（金）午後4時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年10月27日（金）から同年11月2日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、平成29年11月2日（木）午後4時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成29年11月10日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成29年11月16日（木）午後4時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

---

**和歌山県告示第1280号**

和歌山県和歌山市毛見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月15日から平成29年3月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市毛見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市毛見の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年9月20日

---

**和歌山県告示第1281号**

和歌山県有田郡有田川町大字粟生の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成26年4月1日から平成29年3月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字粟生の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字粟生の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年9月20日

---

**和歌山県告示第1282号**

和歌山県日高郡印南町大字上洞の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18

0号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月22日から平成29年3月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字上洞の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字上洞の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年9月20日

---

**和歌山県告示第1283号**

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成29年3月3日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年9月20日

---

**和歌山県告示第1284号**

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成29年2月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区

- 5 認証年月日  
平成29年9月20日

**和歌山県告示第1285号**

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成29年2月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年9月20日

**和歌山県告示第1286号**

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成29年3月1日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年9月20日

**和歌山県告示第1287号**

和歌山県田辺市江川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市

- 2 調査を行った時期  
平成26年4月1日から平成29年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市江川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市江川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年9月20日

---

**和歌山県告示第1288号**

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成28年3月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年9月20日

---

**和歌山県告示第1289号**

和歌山県西牟婁郡白浜町庄川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成26年4月1日から平成29年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町庄川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町庄川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年9月20日

---

**和歌山県告示第1290号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年10月27日まで縦覧に供する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年9月27日

2 名称

特定非営利活動法人はまゆうJAPAN

3 代表者の氏名

中公之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市吹屋町四丁目34番

5 定款に記載された目的

この法人は公園緑地、スポーツ・文化施設、及びこれらの関連施設の有効活用のための調査、研究、管理を行うと共に、地域社会の中におけるまちづくりや福祉の増進、子供の健全育成及び地域安全活動の推進を図り地域社会全体に貢献することを目的とする。

**和歌山県告示第1291号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年10月30日まで縦覧に供する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年9月28日

2 名称

特定非営利活動法人ハピネス

3 代表者の氏名

光山誠

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市隅田町山内1914番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者・子ども、そこに参加するすべての人たちの間に交流が生まれ、地域に本来あるべき自然な人間関係が形成されることを理念とし、多面的に支援することにより、高齢者施設や障害者施設というように、年齢や障害によって区分けされケアを受ける特別な場所ではなく、地域のなかで地域の一員として普通に暮らしていける共生ケアの実現を目的とする。

**和歌山県告示第1292号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年11月2日まで縦覧に供する。

平成29年10月13日



1 申請年月日

平成29年10月2日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山国際脊椎先端技術開発研究会

3 代表者の氏名

吉田宗人

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市七番丁11-1 アラスカビル

5 定款に記載された目的

この法人は、脊椎脊髄病治療に関する最先端技術の修得を目指す医師を全国から募り、関係諸機関と連携して、効率的かつ短期間に高レベルの専門医に養成することを支援するとともに、さらに進んだ治療技術の開発や脊椎脊髄病手術実績の蓄積、関連情報の提供などを行うことにより、和歌山県民の医療・福祉および経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1293号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051400152	のぞみスター	海南市岡田331番地7	保育所等訪問支援	株式会社縁和会	和歌山市西小二里二丁目5番71号	平成29.10.1

和歌山県告示第1294号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス有田川店  
和歌山県有田郡有田川町大字下津野字南垣内1000外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第719号

3 意見の概要

設置に際しては周辺地域の生活環境に多大な影響を与えないように配慮するとともに、周辺住民から意見が出された場合は誠実に対処するようにしてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）  
有田川町商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136-2）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成29年10月13日から同年11月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1295号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1296号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1297号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1298号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
太地町漁業協同組合及び宇久井漁業協同組合の地区	定置漁業（小型定置漁業を除く。）	南紀第2

和歌山県告示第1299号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3385	橋本市市脇四丁目97番の一部、市脇五丁目111番3の一部、里道、水路	橋本市市脇一丁目8番7号 梅田稔	平成 29.9.29	4.00 ? 7.04	63.78

公 告

入 札 公 告

インターネット基盤システム構築及び賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年10月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成29年度から平成34年度まで

- (2) 業務の名称  
インターネット基盤システム構築及び賃貸借
  - (3) 業務の内容  
インターネット接続環境に係る基盤システムの構築及び必要な機器等の賃貸借
  - (4) 業務担当部局  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
  - (5) 業務の期間  
契約締結日から平成35年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
平成29年和歌山県告示第1279号で定めたインターネット基盤システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館4階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
  - (2) 期間  
平成29年10月13日（金）から同年11月22日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
  - (2) 期間  
3の（2）に同じ。
  - (3) 交付された入札説明書に対して質問がある者は、平成29年10月25日（水）午前9時から同月27日（金）午後4時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 入札場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
    - イ 入札日時  
平成29年11月24日（金）午後2時
    - ウ 開札場所  
アに同じ。
    - エ 開札日時  
イに同じ。
  - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
  - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成29年11月24日（金）午前9時30分までに和歌山県企

画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction and lease of the internet foundation system ; Complete Set

(2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 24 November 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 24 November 2017)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2401

FAX 073-428-1136

e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp